

日本下肢救済・足病学会 認定師制度に関する Q&A

※申請書の記載方法については記載例をご参照ください。

Q.1 認定師資格を取得すると何ができますか？(点数加算ほか)

A.1 現在、糖尿病合併症管理料のように、保険算定できる資格ではありません。

しかし、将来的に保険算定がなされるような資格となるように、学会として内保連等に働きかけをしていく予定です。

Q.2 「4 年以上下肢病変の予防、治療若しくは創傷管理に従事する事」について同じ部署(施設)で 4 年間継続でないといけないのでしょうか？また、異動により足に携わらない部署に居た時期が間にある場合はそれ以前の経験時期は含まれますか？

A.2 連続した 4 年である必要はありません。

Q.3 所属長の押印は現在の所属先でしょうか？下肢病変の治療に携わっていた時期が別の施設の場合はそちらの所属長にもらうべきか。4年以上の経験年数が 2 施設以上にまたがる場合は全ての施設の所属長印が必要でしょうか？

A.3 すべての施設長印が必要です。

Q.4 所属長の押印がもらえない。評議員を知らない。

A.4 講習会を受講する際に、予め施設長、所属長とご相談ください。

評議員は学会のホームページに記載されています。

Q.5 4 年以上の経験・会員歴はいつの時点までとなりますか？

A.5 申請時での経験・会員歴となります。

Q.6 業績目録になにを記載したら良いですか？(論文発表をしたことがないのですが)また、共著でも良いですか。

A.6 学会発表や論文共著でも構いません。

Q.7 地方会の出席は単位に認められますか？

A.7 現在のところ、学会の学術集会への参加3回分が必須となっております。今後、地方会につきましては検討していきます。